

令和4年度（2022年度）第2回教育委員会（5月定例会）議事録

- 1 日時 令和4年（2022年）5月10日（火）
午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一
委員 木之内 均
委員 吉井 惠璃子
委員 田浦 かおり
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
- 4 議事等
 - (1) 議案
 - 議案第1号 熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則の制定について
 - 議案第2号 熊本県文化財保護審議会委員の任命について
 - 議案第3号 熊本県立美術館協議会委員の任命及び解職について
 - 議案第4号 熊本県障害児審査委員会委員の任命について
 - (2) 報告
 - 報告(1) 令和5年度（2023年度）熊本県公立学校教員採用選考考査について
 - 報告(2) 校則の見直しについて
 - 報告(3) 令和3年度（2021年度）熊本県公立学校「心のアンケート」の集計結果の概要報告について
 - 報告(4) 義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和5年度（2023年度）使用教科用図書の採択基準等について
 - 報告(5) 熊本県読書バリアフリー推進計画（案）の策定について
- 5 会議の概要
 - (1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。
 - (2) 会議の公開・非公開の決定
教育長の発議により、議案第2号から議案第4号までは、人事案件のため非公開とした。
 - (3) 議事日程の決定
教育長の発議により、議案第1号及び報告(1)から報告(5)までを公開で審議した。
 - (4) 議事
 - 議案第1号 「熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則の制定について」

学校人事課長

議案第1号「熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則の制定について」説明します。

本年1月定例会のフリートーキングで御説明しましたとおり、県立学校の学校給食費の公会計化に向けて、この3月に「学校給食費等の管理に関する条例」を制定しました。これに伴い、関係規則を制定する必要があります。

資料の2ページを御覧ください。規則案の概要について説明します。

今回の規則は、条例の制定に伴い、学校給食に関する事務に関し必要な事項を定めるものです。規則の内容ですが、学校給食費の申込手続や給食費の納付方法など、学校給食に関する事務に関し必要な手続等を定めるものです。

施行日につきましては、令和5年4月1日からとしておりますが、学校給食費の申込手続などの準備行為に関する規定については、今年度中に必要な手続を行う必要があるため、公布の日から施行することとしています。

規則案の概要につきましては以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

この配布資料の11ページについて、学校給食等一部給食停止願という中で、「アレルギー関係の話について一部停止」という意味がよく理解できなかったので教えてください。

学校人事課長

今御質問いただいた一部停止については、例えば生徒の中でアレルギー反応を起こす生徒がいる場合、給食の一部、例えば牛乳だけを停止するあるいはパンだけを停止する等、一部を喫食しない場合に停止願を出していただき、喫食しない分の給食費が免除される流れになります。

西山委員

アレルギーを指定して停止するということですか。例えば小麦や蕎麦を指定して停止できますか。

学校人事課長

小麦等の細かい指定をすることは難しい現状があるため、例えばアレルギーが牛乳に含まれていれば牛乳そのものを停止する、パンにアレルギーが含まれていればパンを停止する等、牛乳やパンの停止を予定しています。

教育長

他に御質問等がありますか。

田浦委員

これまで学校給食は入学と同時に提供されるという意識でいたが、6ページの書類は公会計化に伴って保護者が書いて学校に提出することになりますか。

学校人事課長

これについては、規則第3条で学校給食費等の負担者が提出することになっていて、この負担者は条例で規定しており、その中に保護者等という規定があるため、保護者等が提出することになります。

教育長

今の関連で、今もそうになっていますか。変わっていないということですか。

学校人事課長

変わっていません。

教育長

この申請書というのはオンラインでもできますか。

学校人事課長

今回、公会計化に伴って徴収金システムを導入するため、申込みについてはシステムでも可能としており、オンラインでの申込みも可能となります。

教育長

他に御質問等がありますか。

田浦委員

私はこういう書類を書いた記憶がないのですが、今まではどうなっていましたか。

学校人事課長

今回の提案は県立学校における公会計化のため、県立学校以外については市町村での対応となります。

吉井委員

県立学校ということは特別支援学校のみですね。県立中学校は弁当のため、特別支援学校のみですね。

学校人事課長

今回の対象は県立学校のため、特別支援学校と一部の定時制高校が対象となります。

吉井委員

納得しました。ありがとうございます。

教育長

市町村については、市町村で独自にこういった取組をお願いしているということですか。

学校人事課長

これをきっかけにして、県としても市町村にも公会計化に向けた働きかけをしていきます。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○報告(1)「令和5年度(2023年度)熊本県公立学校教員採用選考考査について」

学校人事課長

学校人事課です。報告(1)「令和5年度熊本県公立学校教員採用選考考査について」主な概要をお手元に配付しております冊子により、説明します。

まずはじめに、昨年度からの主な変更点ですが、表紙の枠囲みを御覧ください。受考者数の増加を図り、優秀な人材を確保するため、今年度は、大きく6点、変更を行っています。

まず1点目は、「年齢制限の撤廃」です。民間人を中心に、社会人等の多様な人材の活用を目指すとともに、定年延長を見据えて優秀な人材を確保するため、受考資格の年齢制限を59歳以下とします。

2点目は、「中学校家庭の実技考査の見直し」です。これは、既に熊本市教育委員会などが導入しているものですが、第二次考査での実技を廃止することにより、受考者の負担を軽減し、受考をしやすくしたものです。

3点目は、「元本県教諭等の考査内容の軽減」です。現職を除く元本県教諭等を対象とした選考において、これまでの教職経験を踏まえ、一次考査の全免除に加え、二次考査の論述を免除します。考査内容の軽減により、元本県教諭で子育てや介護等の理由で教職を退いた方の受考につながるものと考えています。

4点目は、「加点制度の対象の拡大」です。昨年度まで、受考教科の免許以外については免許取得者のみに加点していました。今回は、大学新卒者の確保のため、免許取得見込者も加点の対象とします。

5点目は、「採用候補者名簿登載期間の延長に係る対象者の追加」です。現在大学院在学者及び進学者に対して、名簿登載期間の延長を認める措置を行っていますが、今年度は、特別支援教育の専門性の高い人材を確保するため、熊本大学等の特別支援学校教諭免許状の課程認定を有する大学の専攻科に進学する方を延長の対象に追加しました。

最後の6点目は、「小学校教諭等の一次考査実施会場の追加」です。首都圏で活躍されている方や学生に対し、受考機会を広げるため、小学校教諭等の一次考査を東京においても実施します。

次に、令和5年度の採用予定数についてですが、表紙をめくっていただき、1ページを御覧ください。採用予定数については、中ほどの「3 受考校種・職種及び教科等」の表のとおりとなっています。主なものとして、「小学校教諭等」が180名程度、「中学校教諭等」が「84名程度」、「高等学校教諭等」が、次のページになりますが、「53名程度」、「特別支援学校（学級）教諭等」が「70名程度」などを予定しています。

なお、令和5年度の全ての校種・職種の採用予定数の合計は、410名程度で、前年度の採用予定数354名から、56名の増です。

次に、選考考査のスケジュール等についてですが、4ページの中ほどを御覧ください。第一次考査については7月10日（日）に、昨年度同様の3会場、第一高等学校、熊本高等学校、熊本商業高等学校に加えて、先ほども御説明したとおり、小学校教諭等については、東京の都道府県会館でも実施します。

次に5ページの中ほどをお願いします。「（4）結果の通知について」ですが、第一次考査の結果は、7月25日（月）の通知を予定しています。

また、第二次考査は、「6 第二次考査」の「（2）期日」のとおり、1日目を8月14日（日）に行い、2日目は8月15日（月）から19日（金）のうちの指定した1日に行います。

第二次考査の結果については、「（6）考査結果の通知」に記載のとおり、10月上旬の通知を予定しています。

7ページを御覧ください。志願書の受付については、「8 志願手続（第一次提出書類）」のとおり、5月16日（月）から受け付けます。志願書等の提出については、昨年同様、郵送又は電子申請のみとしています。

8ページを御覧ください。上段の「（3）志願書等の請求方法」にありますように、この「実施要項・志願書」については、先週、6日（金）から県庁、各教育事務所などで配布を開始しています。

説明は以上になりますが、受考者確保に向けて、今日御説明した選考考査の見直しに加え、大学訪問を強化するとともに、昨年度から、YouTube等を活用し、PR

動画を県及び県教委のホームページに掲載し、若手教員に、教師の魅力を伝えてもらう取組を始めています。

学校人事課からの報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

いろいろと御検討いただきまして、ありがとうございます。

まず、一番嬉しいことが、採用者数を増やしていただけたことです。正規教員を増やすことが、まず私たちがやるべきことだと思っています。また、子育てや介護等を体験された方が学校に戻ってこられるようになったことは良いことだと思います。加点制度についても大変良いことだと思っています。小中一貫校や連携校を増やそうとする中、多数の校種の免許を所持することは非常に良いことだと思います。特別支援学校免許状を取得するために、学部を卒業した後、1年間だけ特別支援教育専攻科等で勉強し、特別支援学校免許状を取得して教員を目指す方がいます。その方々に対して、4年生の段階で、教員採用選考考査も特別支援教育専攻科等の試験も両方受けて、両方とも合格した方は、安心して一年間しっかり勉強し、特別支援教育に関する専門性を高めて学校現場で勤務することは、非常に良い制度だと思いました。

また、東京会場での一次考査の実施も、非常に良いことだと思いました。

ただ、県教育委員会が東京会場、熊本市教委が大阪会場と分かれて実施する予定となっていますが、両自治体が連携したら、両地方から多くの受考者を確保することができると思います。なかなかすぐにはできないかもしれませんが、御検討していただくと、多くの受考者の獲得と、更に優秀な先生を獲得することにつながると思います。

学校人事課長

実施会場の件について、初めての試みということもあり、また、本県の過去のデータ等を参考にして、今年度は東京の会場で行うことにしました。御指摘のとおり、熊本市教育委員会は大阪で行っていますので、今後、受考者の状況等を踏まえながら、どのような形が適切であるか検討したいと思います。

田浦委員

1点目の、受考者を59歳以下にすることについて、人生100年時代になって、若い時代に教職を目指していた方や社会経験が豊かな方が、学校現場に復帰することはとても良いと思います。ただ、該当する方に、どのように周知するかについて、お尋ねしたいと思います。

また、体育の専科指導教員が学校現場にたくさんいると助かるのではないかと思います。

学校人事課長

年齢制限撤廃は一つの大きな柱です。どのようにPRするかということについては、県及び県教育委員会のホームページで周知を図るとともに、本県の取組について紹介するラジオ放送等を活用して、周知をしていく予定です。

また、「県からのたより」など広報紙もありますので、あらゆる媒体を通じて、59歳以下に変更した点も含めて、実施要項の内容について周知をしていきたいと考えています。

西山委員

教師不足に対して、いろいろと対応していただいていることは、大変ありがた

いことだと思えます。PR関係もとても重要なことだと思えますので、よろしくお願ひします。変更3点目の元本県教諭については、ある程度対象者がはつきりしてありますので、ダイレクトに接触あるいはDM等、様々な活動を通して、元本県教諭が全員戻ってくるような方法をとっていただきますようよろしくお願ひします。

吉井委員

障がいがある者を対象とした特別選考の採用予定数8名に対して、昨年度は、どのくらいの応募があったか、また、どの校種に配置したかについて、伺いたいと思えます。

学校人事課長

昨年度は6名で、その中で合格した方は3名でした。その3名は、特別支援学校の専願を受けた方が2名、高等学校の機械を受けた方が1名です。

吉井委員

ありがとうございます。3名合格したとのことですが、募集定員は何名ですか。

学校人事課長

募集定員は8名です。

吉井委員

障がいがある方で教職を目指そうと思っている方は、相当な強い意志と、なんとか自分がこれまでやってきたことを生徒に伝えたいという思いを持っていると思えます。全て採用することは難しいと思えますが、障がいがある先生が自分を指導してくださるといふ経験は、これから必要になってくると思えます。障がいがあっても懸命に頑張っている姿を目の当たりにすることは、子どものやる気や人間的成長に大きな影響を与えたいと思えます。そのような強い意志を持っている先生が、多く採用されると、子ども達にもきっと後々良い影響が出てくることを期待できると考えますので、少しでも多くの方が良い成績を収め、採用されることを望んでいます。

木之内委員

県内と県外の受考者の比率について、参考までに教えてください。

学校人事課長

正確な数については手元にありませんので分かりませんが、大半は県内の方です。

木之内委員

大学は県外に出ているが、熊本県の出身者で、熊本県を受けるといふ人も多いと思えますので、会場をどうするかということについて、一つのヒントになるのではないかと思いました。

教育長

教員不足の状況ですので、教育委員会としても、できる方法はできるだけ何でもやりたいと考えています。これからも、教員不足に対して、いろいろなアイデアを出して、教員数が充足していくよう努めていきたいと思えます。そのために、働き方改革にも、しっかり取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

教育長

他はよろしいですか。

ありがとうございました。

○報告（２）「校則の見直しについて」

学校安全・安心推進課長

県立高等学校及び県立特別支援学校高等部における校則の見直しについて説明します。

まずは、資料を確認します。各県立学校への通知文『校則の見直しについて』（資料１）が１枚と、『令和４年度（２０２２年度）からの校則の概要』（資料２）が１枚となっています。

現在、一部の校則に関し、時代に応じていない、学校が説明できないルールがあるなどの声が全国的に挙げられるようになりました。

本課といたしましても、これまで、県立校長会議等にて校則が子どもの実情や社会常識などに合った内容になっているか絶えず見直すように指導してきましたが、県立高校等の校則の実態を把握するため、令和３年（２０２１年）６月１８日付け教安第１８６号『令和３年度（２０２１年度）校則等に関するアンケートについて』を通知し、実態調査を実施しました。

その結果を受け、校則見直しを促進させるために、資料１のとおり令和３年（２０２１年）１２月１４日付け教安第６０３号にて『校則の見直しについて（通知）』を发出し、校則の点検と見直しを各県立学校に向けて改めて通知することとしました。対象は、全日制５０校、定時制８校、通信制１校、特別支援学校１９校の計７８校ですが、定時制や通信制及び一部の特別支援学校６校は、実質的に校則がありませんでしたので、校則がある学校は７２校になります。

資料２『令和４年度（２０２２年度）からの校則の概要』を御覧ください。

この集計表は、各項目における令和３年６月時点と令和４年度からの校則の該当項目ごとの学校数及びその割合を示しています。

１「校則の各規程について」を御覧ください。通知を受け、各学校で見直された結果、校則の現状がこのようになりました。大きな変化が見られたのが、「４ 地毛証明の提出を求めるケースがある」です。令和３年６月時点では１３校（１７％）の学校が実施しておりましたが、令和４年度は実施校なしとなりました。これは、通知の「（１）人権尊重の精神に立った内容・表現であること。」を受け、地毛証明をとることそのものが人権侵害に当たるという判断から各学校が当該取組を廃止したものです。

また、視点「（２）社会通念上合理的と認められる範囲になっていること。」や「（３）必要最小限とし、校則によらない取組で足りると思われるしつけや道徳健康などに関する細かな事項等まで校則に盛り込まないようにすること。」については、その視点に基づき、例えば地域の特性を踏まえて制服の移行期間を定めたり、髪型において「ツーブロックは禁止」の規定を削除したりなど、それぞれの学校の基準で見直されていました。

１４以下の「制服について」を御覧ください。「１４ 男女専用の制服である」が減少し、１５～１８の各項目全てにおいて該当校の割合が上昇しております。また、男女別の記載を外しているものや、女子スラックスの着用をイラスト付きで紹介している学校もありました。各学校、現段階において可能な範囲で、多様なニーズに応えようとする体制への切り替えが見られます。

次に右上の２「校則の周知の方法」の項目「３ ホームページに公開」については、６月時点では１校でしたが、現在は、１００％になっており、すべての学校において校則が広く公開されています。

今後は、「校則の公開」という状態から更に「生徒たち自身による校則の見直

し」に向けた活発な議論へとつないでもらいたいと考えています。

次に3「校則見直しの現在の方法」を御覧ください。「1 職員のみで見直す」の学校は、令和3年6月時点の46校（59%）から0校（0%）と全廃されました。

また、2～4のアンケートについては、生徒へのアンケートが18%、保護者へのアンケートが3%、生徒・保護者へのアンケートが31%の計52%で実施ができています。

5～7の協議への参加については、5の「生徒会」が見直し協議に参加が18%、6の「保護者代表」が見直し協議に参加が6%で、7の「生徒・保護者代表」が76%となり、協議への参加については計100%になります。

よって、令和4年度からは、何らかの形で生徒・保護者が関与した形で校則見直しがなされる仕組みは確認できています。

今後も、生徒・保護者が校則の見直しに何らかの形で関わるとともに、例えば生徒会活動を通じて、生徒が校則見直しについて主体的に考え、結果、自主的に校則を守るようになること、またそれらの取組みが生徒に自信を与える契機となるような学校づくりに活かすよう取り組んでいきます。

令和4年度においても、各学校に対して、校則の見直しの実施確認と、見直した部分の新旧対照表等の提出を求める予定です。

説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

特にホームページへの公開が100%となっていること、さらに、校則の見直しにいろいろな人が参画していただいたことがありがたいと思いました。「県立高校検索ガイド」に各学校の校則を掲載していただけるとありがたいと思います。各学校のホームページを見てみましたが、校則を見つけることが難しいこともあったので御検討いただきたいです。

2点目に「県立高校検索ガイド」について、このサイトは中学3年生の生徒及び保護者に情報提供をし、進路を選択してもらうためのものだと思いますが、県内の中学3年生全員にアンケートを行い、意見をもとに検索ガイドのブラッシュアップを図る取組を実施していただきたいです。この取組を行うことで中学3年生がこのサイトを閲覧することにつながるのではないかと考えます。

3点目に、同サイトに各高校宛てにメールを作成する機能等をつけてはどうでしょうか。多くの方から意見をいただき、その意見にレスポンスすることで、県立高校への関心が高まるのではないかと考えます。御検討をお願いします。

学校安全・安心推進課長

1点目については関係課と情報共有をし、検討していきます。2点目、3点目については主管課である高校教育課へ情報提供を行います。

田口委員

重要な問題にスピード感を持って対応いただきありがとうございます。2ページに記載されている「校則見直しの視点」等大変良いものが掲げられ、それに基づき取り組むことで結果が出ていると感じています。熊本市では小学校から高校まで校則の見直しについて様々な取組が行われており、児童生徒の考える力、学校のシステムに参画する力が付きつつあります。そのような生徒が県立高校に入学するので、このような力を持った生徒を県立高校でも活躍できるよう、柔軟に

対応をお願いします。まだまだ改善が求められる項目もあるように感じるため、それを改善しようとする生徒への理解をお願いします。

また、保護者を巻き込んで検討していく中で、厳しい意見が出ることもあるかと思いますが、柔軟な対応をお願いします。

学校安全・安心推進課長

了解しました。ありがとうございます。

田浦委員

校則に基づいて生徒指導が行われてきましたが、今までは「決まりだから」と強制されてきた部分が多いと思います。生徒はなぜ必要かがわからず強制されることで、不信感が生まれるなど、信頼関係に影響したのではないかと思います。このように子ども達が主体で校則を見直しができるという取組をしていただきありがたいと感じました。

教育長

他はよろしいですか。

ありがとうございました。

○報告（３）「令和３年度（２０２１年度）熊本県公立学校「心のアンケート」の集計結果の概要報告について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。資料１を御覧ください。

昨年度、県内の児童生徒に対して実施しました質問用紙法による無記名のアンケート「熊本県公立学校心のアンケート」の調査結果の概要について、資料１に沿って御説明します。なお、熊本市立学校を除いたものとなっています。

まず、３「結果の概要」の（１）、（２）から説明します。（１）について、「学校が楽しい」「まあまあ楽しい」と回答した児童生徒は、小学校が９２．３％、中学校が８９．９％、高校が９２．８％、特別支援学校が９２．０％でした。全校種９割前後の児童生徒が「学校が楽しい」と答えていますが、一方、１割程度の児童生徒が「学校が楽しくない」と回答していることについては今後も引き続き、注視していく必要があります。（２）について、「授業や学級の役割など、学校生活の中で、誰かの役に立っていると感じる」について、「思う」、「少しは思う」と感じている児童生徒の割合は、小学校が７３．６％、中学校が７０．６％、高校が７０．９％で、特別支援学校が７７．９％でした。児童生徒の自己有用感等について把握するため、令和元年度から設けました質問ですが、高校生については増加傾向です。

次に（３）「今の学年でいじめられたことがある」と回答した児童生徒の割合は、小学校が１７．０％、中学校が３．７％、高校が０．８％、特別支援学校が３．８％でした。これを学年別の割合で見ますと、小学校、中学校、高校について、学年が低い程、割合が高い傾向が見られます。特に小学校では１年生から３年生で「いじめられた」と回答した割合が２０％を超えています。

次に、（５）の「どんないじめを受けたか」について、校種により「殴られた、けられた」「冷やかしの、からかい」等の回答の割合が多くなっています。また、小中高校において、年度を追うごとに「インターネットの掲示板やSNS等で嫌なことをされた」と回答する生徒の割合が増加傾向にあります。

次に、資料２ページ（６）「今もいじめは続いている」と回答した児童生徒の割合は、小学校が２６．０％、中学校が３３．６％、高校が３６．３％、特別支

援学校が26.9%でした。各学校において、「今もいじめが続いている」と回答した児童生徒を面談等により特定し、学校いじめ対策組織による事実関係の調査やいじめの認知等を行いながら、解消に向けた取組を継続しています。解消のめどが立った後も、細やかな見守りを継続しているところです。

次に、(7)「いじめられたことをだれかに話したか」を御覧ください。「話をした」と回答した児童生徒の割合は、小学校が69.2%、中学校が78.8%、高校が85.8%、特別支援学校が76.9%でした。全体で約3割の児童生徒が「話していない」という結果になります。特に小学校で「話していない」と回答した割合が他校種より高くなっています。

次に、(9)「いじめられたことを話した結果どうになりましたか」については、「いじめはなくなった」若しくは「前よりもいじめは減った」と答えた児童生徒の割合は、小学校が82.2%、中学校が73.0%、高校が63.2%、特別支援学校が75.0%でした。今後も、継続的ないじめの解消に向けた取組を続けていきます。(10)の「いじめを受けた人は、なぜ話をしなかったか」について、中学校及び高校において「話しても解決しないと思った」と回答している割合が増えている状況も踏まえ、学校において更に現状を把握するアンテナを張り、児童生徒一人ひとりの訴えに対して丁寧に対応することで、「相談しやすい環境」を整えていくよう取り組んでいきます。

次に、資料3ページの(14)「自由に使えるネットに接続可能な機器を持っていますか」については、所持している児童生徒の割合はほぼ横ばいですが、機器の内訳をみると、スマートフォンの割合が増加しており、所持率は、小学校が28.1%、中学校が68.6%、高校が96.7%、特別支援学校が51.9%となっています。使用者の低年齢化が進んでいることがわかります。

次に、今年度新設しました(16)及び(17)の「学校から配付されているICT端末」についての質問について、「悪口を書いたり、仲間外しをしたことがある」「自分や友達の個人情報を載せたことがある」との回答した児童生徒がわずかではありますが、全校種で見られます。学校においてネットリテラシーの指導の重要性を感じているところです。

続きまして、4の学校における今後の取組について御説明します。

まず、学校において、児童生徒の発達段階を考慮しながら、自尊感情や自己有用感を育む教育活動の推進に努めていきます。

また、児童生徒に人間関係を形成していく能力や立場の異なる他者を理解する能力など、いじめを未然に防止するための資質・能力を育む教育を推進し、いじめをしない・させない集団づくりを進めていきます。

さらに、児童生徒相互の人間関係、児童生徒と教職員との信頼関係を構築するとともに、共感的理解に努め、児童生徒がSOSを訴えやすい体制を整備するとともに、教職員が児童生徒の小さな変化やサインに気づく力を高めるなど、いじめの未然防止に係る取組の充実に努めていきます。スマートフォン所持者の低年齢化、1人1台の情報端末の配付等により、児童生徒のLINE等のSNSを始めとしたインターネット利用機会が増加しています。そのため、児童生徒や保護者に『「親の学び」オンデマンド講座』や『くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条』等を活用し、フィルタリングや機能制限等の利用促進や家庭内ルールづくり等の保護者によるペアレンタルコントロールの更なる啓発と情報モラル教育等の充実に努めていきます。

最後に、5「熊本県教育委員会の今後の取組」としては、第3期くまもと「夢

への架け橋」教育プランにおいて、「いじめを受けた児童生徒で、誰かに話をした、又は自分で解決できると答えた割合」を、令和5年度までに100%にすることを指標としています。現状としては、中学校及び高校では「誰かに話した」と回答した割合が増加傾向ですが、小学校では他の校種よりも「話した」と回答している割合が、特に低学年において低くなっており、課題と考えています。

お示ししている取組をとおして、児童生徒の援助希求行動能力の育成を図るとともに、いじめ問題の未然防止や早期対応に向けた取組を継続していきます。

特に教育相談体制の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用については、必要な時間数を確保し、積極的な活用を図るとともに、各学校に設置している情報集約担当者研修を通とおして、学校における組織的な教育相談体制を充実させていきます。新型コロナウイルス感染拡大防止対策への取組等、教職員の負担増大も心配される場所ですが、全ての児童生徒にとって安全・安心な学校とするために、一人ひとりの児童生徒の心身の小さな変化を見逃すことのないように、万全を期す必要があります。先生方には児童生徒の不安に丁寧寄り添っていただくよう、引き続きお願いしているところです。

説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

2ページ(7)のいじめられたことを誰かに話した割合が増加していることは良いことですが、依然として3割が話していない状況があります。その理由として「知られたくない」「家族に心配かけたくない」「またいじめられる」の割合が多くなっています。知られたくないとの思いから話をしていないようです。

しかし、相談をしないと解決につながりません。今後の取組として相談することの大切さの理解を深めることが挙げられていますので、この取組により、話していない生徒が減っていくように、先生方の働きかけをお願いしたいと思います。相談しないと解決しないということを教え込んでください。

次に、いじめられた人で「一緒の部活動、クラブチームの人」の割合が多いと感じました。「クラスの人」や「同級生」については想定していましたが、この点についても注視していく必要があるのではないかと感じています。このような状況(秀岳館高校サッカー部の問題が波紋を呼んでいる今の状況)で、同様の体験をした生徒が大人になり、指導者となった時、そのまま同じことを繰り返していくのではないかと心配しています。

今の風潮に合わないなので、気を付けていただきたいと思います。

資料7ページの質問項目の中に、「家庭内のきまりごとはありますか」で、かなりの御家庭がきまりを作っているようですが、「そのきまりを守ることができるか」との項目が必要ではないかと思えます。特に時間に関するきまりが守られていない状況があるようです。学校配付の端末により、睡眠不足になる心配もあるため、対策が必要ではないかと思えます。

学校安全・安心推進課長

1点目につきましては、昨年度より情報集約担当者を各学校に配置し、全校生徒に紹介し、何かあれば相談するように周知しています。また、高等学校において「SOSの出し方に関する教育」の研究指定を、昨年度は玉名工業高等学校、今年度は熊本商業高等学校に行い、各ホームルーム単位で授業を行い、いじめに対してどのように向っていくのか、どのように援助を求めていくのかを研究して

います。玉名工業高等学校は、昨年11月に成果発表を行い、現在その成果を各学校に持ち帰り活用する取組を行っています。また、研究成果は県のホームページにも掲載し、県下に広げる取組も行っていきます。今後も援助希求行動能力を高める取組を進めていきたいと考えています。

次に、クラブチームについては関係各課と相談し、検討していきます。

家庭のきまりについては、資料4ページに掲載している社会教育課の取組である「親の学びプログラム」等を各学校に周知するなど取組を進めていきます。

木ノ内委員

部活動やクラブチームの話題が出ていましたが、部活について県教育委員会で指導していることがあれば教えてください。

県立学校教育局長

部活動やクラブチームでのいじめ防止対策については、県立高校部活動指導者を年に1回県庁に集め、体罰や暴言の禁止やいじめを見抜くことについて研修を行っています。また、学校に体罰や暴言の防止について通知を出すとともに、リーフレットも作成し、配布しています。外部指導者との連携も進め、いじめを見逃さないように対応を進めているところです。

学校内で相談できない生徒を相談につなげるために、全ての教職員に研修を実施し、生徒の言動の小さな変化に気づく力を身に付けるための取組も行っています。部活動においても同様に、生徒の関係等を注視していくように指導していききたいと考えています。

田口委員

2ページ(11)の「誰かに嫌なことをした」と回答している数が多いと感じます。またその理由として「イライラしていた」が挙げられていますが、このような心理状態がいじめにつながるのではないかと思います。このように加害者になってしまう児童生徒は自己有用感や肯定感が低いのではないかと思います。また、学校生活や家庭生活が安定している生徒は、そのような心理状態になりにくいのではないかと思います。加害生徒への支援も大切であると感じていますので、是非取り組んでいただきたいと思います。

学校安全・安心推進課長

御指摘いただいた点にしっかり取り組んでいきます。

西山委員

未然防止では、児童生徒の小さな変化に気づいていくことが最大のテーマと感じています。そのために、小学校では家庭学習ノートを回して、最近思うことなどを記入させるという手立てが良いのではないかと考えています。その書き方で生徒の変化やサインに気付くことができるのではないかと思います。もし書かないのであれば面談するなどの対応も考えられると思います。変化やサインをいかに気づくかが重要なので、小学生については家庭学習ノートを活用して教師も保護者も変化に気付くきっかけになると良いと思います。

学校安全・安心推進課長

関係各課と相談していききたいと思います。

教育長

各委員からもあったように、未然防止が大事だと考えます。予兆の見逃しがないように取組を続けていただきたいと思います。

教育長

他はよろしいですか。

ありがとうございました。

- 報告（４）「義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和５年度（２０２３年度）使用教科用図書の採択基準等について」

義務教育課長

報告（４）「義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和５年度（２０２３年度）使用教科用図書の採択基準等」について御報告します。

このことについて、４月の定例教育委員会において令和４年度の熊本県教科用図書選定審議会の委員の選任について御承認いただきましたが、去る４月２６日に、委員の皆様にお集まりいただき、教科用図書選定審議会を開催しました。

教科用図書選定審議会では、お手元の資料１「義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における令和５年度使用教科用図書の採択基準等」、資料２「義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学校を除く）における学校教育法附則第９条の規定による令和５年度（２０２３年度）使用教科用図書の採択上の留意事項」について諮問し、御審議いただいた結果、「適切であると認められるので、これらの採択基準等に基づき、適正かつ公正な採択がなされるよう、市町村教育委員会等に対して指導、助言又は援助を行うこと」と答申を受けました。

本日は、資料１の主な点について御説明します。裏面の「３ 令和５年度（２０２３年度）使用教科書採択における注意事項」を御覧ください。注意事項として３点示しています。

１点目に、(1)小中学校用教科書の採択については、「基本的に令和４年度（２０２２年度）使用教科書と同一の教科書を採択すること。」、２点目に、(2)特別支援学校の小・中学部用教科書の採択についても「学校教育法附則第９条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的には令和４年度（２０２２年度）使用教科書と同一の教科書を採択すること。」、３点目に、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第６条の規定による採択について、上記(1)(2)にかかわらず、無償措置法施行規則第６条各号に掲げる場合には、令和４年度使用教科書と異なる教科書を採択することができること。」と示しています。

しかし、この３点目については、次の「４ 採択の方法及び留意事項」(1)にありますように、令和５年度においては、新たに発行されることとなった教科書の種目はない等、無償措置法施行規則第６条に掲げる場合はないため、採択替えを行うことはできないこととなっています。

なお、資料２では、特別支援学校の小学部・中学部及び特別支援学級において、検定済教科書又は文部科学省著作教科書以外で、文部科学大臣の定めるところにより使用することができる教科用図書、いわゆる一般図書についての採択上の留意事項を示しています。

最後に、今後、県教育委員会としては、この採択基準等を市町村教育委員会に送付することで、指導、助言又は援助を行っていきます。

以上で、報告を終わります。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

今、説明のあった2ページの3(1)(2)(3)は、令和4年度と一緒にしますということですか。

義務教育課長

採択替えの対象となる教科書は、今年度はありませんので、採択替えはないということになります。

教育長

他はよろしいですか。

ありがとうございました。

○報告(5)「熊本県読書バリアフリー推進計画(案)の策定について」

社会教育課長

社会教育課です。現在、「熊本県読書バリアフリー推進計画」の策定に向け、計画案の取りまとめを行っています。別冊として計画案の本体を配付しておりますが、本日は概要版で御説明します。

まず、「熊本県読書バリアフリー推進計画(案)について」と表題のある資料を御覧ください。計画の策定趣旨としましては、令和元年6月に施行された読書バリアフリー法、同法第7条に基づき令和2年7月に策定・公表された国の読書バリアフリー基本計画を踏まえ、今回新たに策定するものです。

計画の期間は、令和4年度から令和7年度までとし、また、計画の対象者は、視覚障がい、読字に困難がある発達障がい、書籍を持つことやページをめくることが難しい等の身体障がいのある人、読書や図書館の利用に困難を伴う知的障がいのある人を対象としています。

続いて、計画の概要についてですが、A3資料の概要(案)を御覧ください。資料左上の「第1章 計画策定にあたって」の部分は先ほど申し上げたとおりです。

資料左下「第2章 障がい者等の読書に係る現状と課題等」の2「本県における障がい者等の読書環境の課題」を御覧ください。アクセシブルな書籍等の充実等、障がい者等が利用しやすい読書環境の整備や読書活動の支援等に課題があります。また、何より、読書バリアフリーの考え方の普及啓発に取り組むことが重要だと考えています。

続いて、「第3章 基本理念と基本方針」を御覧ください。今回の計画では障がいの有無にかかわらず、誰もが読書に親しむことのできる「くまもと」を目指し、先ほど申し上げました課題を解決するため、「2 基本方針」に記載している3つの施策の方向性を定めています。

「第4章 施策の方向性」を御覧ください。「充実させる アクセシブルな書籍等の充実等」として、アクセシブルな書籍等の充実に努めることや製作支援、製作人材の確保に向けた取組を行っていくこととしています。

次に、「サポートする 読書環境の整備等」として、障がい者等が図書館等を円滑に利用できるようサポートを行うとともに、読書活動に関わる人材の養成等に向けた取組を行っていくこととしています。

最後に、「ひろげる・つなげる 普及啓発と連携体制の促進」として、障がい者等向けのサービス周知を行うとともに、読書バリアフリーの考えを県民へ普及啓発を行っていくこととしています。

また、施策の推進に当たっては、関係機関の連携体制の促進にも取り組んでいきます。

なお、次ページ以降の計画案においては、それぞれの方向性に対する具体的な施

策を記載しています。

「熊本県読書バリアフリー推進計画（案）について」と表題のある資料にお戻りください。

「3 経過」にありますように、現在までに3回の「熊本県読書バリアフリー推進計画策定協議会」を開催しました。当該協議会には、学識経験者、市図書館長、障がい者団体会長等に入っただき、活発な御意見をいただいたところです。

「4 今後のスケジュール（案）」を御覧ください。5月初中旬からと記載をしておりますが、5月11日（水）から6月9日（木）にかけてパブリック・コメントを実施し、広く県民の御意見を聴取します。その後、6月末に策定・公表を行う予定です。

報告（5）は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

障がいの有無に限らず、誰もが読書に親しむことのできる「くまもと」という考え方はとても良いと思います。健常者は図書館、あるいは学校の図書室で本を借りて読むことができますが、なかなか障がいを持つ方が図書館や図書室で自分の好みの本を探すのは難しいと思いますので、それができると本当に良いと思います。

第4章、読書環境の整備の（2）に障がい者等の読書環境に関わる人材の養成等とありますが、障がい者等の読書活動以外でも、意外と図書館司書というのが軽く見られているような気がします。市町村立図書館において図書館司書の資格を持っている方がどれほどいらっしゃるのか、もちろん熊本市や八代市等の大きなところ、あるいは県立図書館には司書がいらっしゃると思いますが、果たしてその他の市町村立図書館にいらっしゃるのか。

また、学校図書館にどれだけ司書の方がいらっしゃるのかということについて私は非常に疑問に思っております。県立高校には最近、司書の方がいらっしゃるようですが、市町村立学校、小学校、中学校では、市がパートで雇っていらっしゃる担当の方が、何校かまとめて一週間に2回ずつ学校に行く等、そういった状況が続いているのではないのでしょうか。あるいは図書館に図書館担当の先生、もちろん担当を持っている先生ですが、そういう方がいらっしゃる程度の学校図書館もかなり多いのではないかと思います。

そしてほとんどの学校には、発達障がいを含む、障がいを持つ生徒もいらっしゃると思いますので、それをつなぐ意味でも、各学校図書館に図書館司書の方を置くこと、そして市町村立図書館にも障がい者等の方への対応できる職員が必要になってくるのではないのでしょうか。今の御説明は社会教育課からでしたが、学校図書館を含めて、社会教育課だけの問題ではなくなってくると思いますので、是非司書の方を増やすということも念頭に、このバリアフリー推進計画を進めていただきたいと思います。

市町村教育局長

ありがとうございます。今、吉井委員がおっしゃったように、県立学校にはほぼ100%学校司書がおりますが、市町村は、直近の調査で小学校が81.0%、中学校が80.6%、義務教育学校も50.0%という調査結果ですが、この8割も掛け持ちをしているという方もいらっしゃいます。市町村によっては、午前中はこの学校、午後はこの学校ということで、委員の御指摘のとおり、司書が終

日いるという学校は、この数値よりも少ないのではないかと考えています。そのため、市町村立図書館には司書がいらっしゃいますが、学校図書館司書、司書教諭等については、引き続き呼びかけていきたいと考えています。バリアフリーもその部分が整った上にあると考えていますので、更に充実を目指していきたいと考えています。

田浦委員

読書バリアフリー推進計画策定協議会についてお尋ねですが、資料に記載のある障がい者等団体会長が障がいを持っている方の代表として入っていらっしゃると思いますが、実際に視覚障がいをお持ちで、こういう本が欲しいという声を発することのできる方もいたほうが良いのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

社会教育課長

今回、こちらの協議会には、自閉症スペクトラム症協会の会長、障害児・者親の会連合会の会長及び点字図書館の方にも委員として入っていただいています。

熊本県では、点字図書館が先行的に昭和45年から点字図書を提供されていますので、そのようなところで御意見をいただき、今回の協議会での御意見を踏まえたところで、パブリック・コメントに当たっても、点字及び読み上げ用のテキスト等を添付することとしています。

西山委員

バリアフリー化に向けて、デジタル化が非常に有益だと私は感じています。その中で、電子書籍化というお話もありましたが、私は最近になって、自分のiPhoneが読み上げるということを知ったのですが、自分が作ったワードの文書をきちんと読み上げてくれます。そのため、デジタルになれば、全部読み上げてくれるのではないかと考えています。是非デジタル化もどんどん進めていただければと思います。

社会教育課長

ありがとうございます。今回、計画（案）の最後に用語解説を記載していますが、視覚障がいのある方向けということで、13ページの9番のところ、「デイジー図書」ということで、音声デイジー、書籍の内容を読み上げた音声データと書籍の構造を持ったものを聴くことができるような機器を、実際に県立図書館に導入しています。今後は、更にこうした図書を利用していただけられるように、普及啓発を進めていきたいと考えています。

田口委員

重度の障がいをお持ちの方々に対する支援を沢山やっただけではないというところが理解できました。

さらに、軽度の学習障がい、LD等をお持ちの生徒やお子さんたちに対しても図書館に行ってほしい、図書に親しんでほしいと思います。

そのひとつが、先ほど御紹介いただいたデイジー図書になると思います。長い文章が書いてあると、行を追うことが苦手なお子さんが出て、それだけで本が嫌いになる、文章を読むのが嫌いになるということがあります。そこにこのようなデイジー図書があって、ハイライトをしながら読み、聞くことができる。さらにはもっと簡単なもので下敷きに一行分だけ穴が開いている、スリットが入っているような用具も図書館に置いていただければ、読みやすく、利用しやすいと思います。

委員の選定の中に、大学教授とあるのですが、例えば特別支援教育の専門家に

も入っていただけると、学習障がいの方が図書館を利用する上での視点から、意見を出してくださるのではないかと思います。

社会教育課長

ありがとうございます。今回この読書バリアフリー推進計画は、初めの一歩だと思っています。やはり障がいをお持ちの方々は、それぞれニーズがありますので、そのようなところを今後もお聞かせいただきながら、ニーズに沿ったものを進めていきたいと考えています。

木之内委員

非常に色々と工夫していただいて、バリアフリー化は大事だと思いますが、先ほど田口委員からもありましたが、デイジー図書についても、障がいをお持ちの方がこれをどのように使いこなせるかという点等も含めて、例えば図書の貸出でも、もちろん図書館に行くことのできる方は、当然行っていただく方が良いのですが、やはりなかなか図書館まで足を運ぶことができない方々がある程度いらっしゃると思います。是非そのようなところについても、デジタルも含めて、例えば何らかの登録をしておく、貸出で送ってもらえとか、今そういうサービスがあるのかはよく分かりませんが、そういった意味での使いやすさというものは是非色々とところで工夫していただいて、今は、デジタル化が大学の図書館でも相当進んできていますので、このようなものの利用法も含めた使いやすさというものを、是非検討していただければと思います。

社会教育課長

ありがとうございます。デイジー図書については、熊本県立図書館に登録をしていただきますと、自宅のパソコンでもデータを取り込めるような設定になっています。

また、県立図書館では障がいをお持ちの方が御登録いただくと、書籍をお送りさせていただくサービスも行っていますが、やはりそのような周知が県民の皆様にてきていないと思っていますので、この読書バリアフリー推進計画の策定において進めていきたいと思っています。まずは読書バリアフリーという考え方を県民の皆様知っていただくとともに、先ほどお伝えした目的に近づいていけるように、障がいをお持ちの方も皆様が読書に親しめるような環境を作りたいと考えています。どうぞ今後ともよろしくお願いします。

田口委員

社会教育では色々と取り組んでいただけたということが理解できました。関連して、学校教育において、デイジー図書の導入率が分かれば教えていただければと思います。小、中、高校の図書館とか、授業の中でデイジー図書等が活用できるかどうか、そこからスタートというのも良いのかなと思いました。導入されている学校もあるようですが、それは学校次第という感じがしています。

市町村教育局長

ただ今ありましたように、社会教育課だけでなく、義務教育課、高校教育課も一緒にやっていきたいと思っていますが、デイジー図書の調査の実施と導入率については、確認させていただきます。今後、これをきっかけとして学校図書館にも波及していくように努力していきたいと思っています。

教育長

他はよろしいですか。

ありがとうございました。

教育長

本日予定されていた議事は以上ですが、その他に何かありますか。

教育長

はい。ありがとうございました。

引き続き今後ともよろしく申し上げます。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和4年（2022年）6月6日（月）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時30分。